

尾鷲産材活用促進補助金交付要領

(通則)

第1 尾鷲産材活用促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、尾鷲市補助金等交付規則(平成14年尾鷲市規則第20号)及び水産農林課関係補助金交付要綱(平成30年尾鷲市告示第13号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この補助金において「尾鷲産材」とは、尾鷲市内の木材製材業者から出荷された製材とする。

(補助の対象)

第3 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす住宅を建築する場合には、補助金を交付する。

(1) 尾鷲市内に建築する住宅

(2) 50㎡以上の住宅を新築する場合又は50㎡以上の住宅を増築する場合

(3) 住宅の用途が専用住宅又は床面積の1/2以上を居住に用いる併用住宅

(4) 構造材(土台、柱、桁、梁、母屋、棟木、小屋束、筋交いをいう。)に尾鷲産材を使用する住宅

(5) 在来工法(軸組工法)等により建築される住宅

(6) 市民税等に未納がないこと

第3の2 市長は、次に掲げる要件を全て満たす住宅改修を行う場合には、補助金を交付する。

(1) 尾鷲市内の住宅(すでに居住している住宅又は、改修の完了後に当該住宅へ居住する住宅をいう。併用住宅の場合は、居住の用に供する部分に限る。)の内装を、尾鷲産材を使用して改修する場合

(2) 改修する内装の面積の合計が10㎡以上の場合

(3) 市民税等に未納がないこと

(補助金の交付の申請)

第4 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 建築等基準適合申請書

(2) 建築確認通知書の写し等

(3) 市内木材製材業者の出荷証明に類するもの

(4) 市民税等に未納がないことを証明するもの

(5) 住宅の図面又は住宅改修を行う箇所の写真

(6) その他市長が必要と認める書類等

2 第3の2に定める補助金の申請を行う場合には、前項第2号の書類は不要とする。

(補助金の交付決定等)

第5 市長は、第3の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用してはならないこと。

(2) 補助事業の申請内容を変更(軽微な変更は除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 補助事業の遂行状況に関し市長の要求があったときは、直ちに書面により市長に報告しなければならないこと。

(5) 精算の結果、補助金に余剰のあるときは、その全部又は一部を返還するべきこと。

(6) 補助金の決定の内容その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、その全部又は一部の返還を命ずること。

(7) その他市長が必要と認める条件。

(申請の取り下げ)

第7 申請者は、第5の2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときには、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする者は、第5の2項の規定による補助金の交付決定通知のあった日から10日以内に、補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第8 第5の2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以

下「補助対象者」という。)は、申請内容を変更(軽微な変更は除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更交付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。なお、補助金変更交付申請書の提出時においては、必要に応じ、第4に定める書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえ、必要に応じて所要の条件又は理由を付して補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9 補助対象者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の確認があった日から1月を経過した日又は当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月3日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(第7号様式)次の各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 建築物に関する検査済証の写し等

(2) 建築物の写真(建前完了時・完成後)

(補助金の額の確定)

第10 市長は、第9の規定による補助事業実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第8号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11 補助金は、第10の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象者が第6の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 補助対象者が第6及び第9の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の

決定の内容その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月8日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から適用する。